

# 武雄市農業委員会

平成30年1月総会議事録

平成30年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年1月5日（月）  
（開会）午後14時00分 （閉会）午後15時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	2件
議案第7号	「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する 規程」の制定について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	

## 5. 議事内容 以降記載

---

### 《市長挨拶》

---

開会に先立ち、小松武雄市長から委員に対し新年のあいさつが行われた。

---

### 《開会》

---

**事務局長** それではただ今から、平成30年1月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、全員の委員の出席となっておりますので、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** 新年あけましておめでとうございます。委員の皆様におかれましては、家族揃って新しい年を迎えられたことをお慶び申し上げます。

昨年度を振り返ってみますと、異常気象でしたが、結果的には米麦大豆が豊作ということで、順調だったのではないかと思います。「年明けに麦を撒いては困る」という状況にならずに済んで良かったと喜んでおります。

先ほどの市長のあいさつにもありましたように、農業委員会では12月総会で、空き家対策の一環の中で、小規模農地の扱いについて特例制度を設け、1月1日から施行されたところ です。申請が出た際には委員の皆様も現地を確認していただく必要がありますのでよろしくお願ひいたします。

また、市長も申されましたように、私たち委員の任期は7月19日まででございます。新しい制度での委員の選任については、昨年12月の市議会で、私たちが要望を出していた農業委員19名と、農地利用最適化推進委員26名について承認を頂きました。

その後12月26日に局長と代表区長会に説明に上がり、委員の推薦をお願いしたところ です。また、青年・女性を委員に登用しなさいという法律の規定がありましたので、JAの支所長を通じて推薦をお願いしております。

1月9日に事務局が青年部・女性部に説明に行く予定です。

また、米の生産調整が今年から新しい制度で行われます。1月17日に武雄市の農業再生協議会が行われる予定です。新聞情報によりますと武雄市でも従来通りの金額で、県の再生協議会から自主目標が来ているところ がございます。農業委員さんからも地元の農家さんには「生産調整は従来通りの方式でお願いをしたい」と強く申しただけ ければと思っております。

長くなりましたが、以上を申し上げ、今年の7月19日までどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から平成30年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。その後に1件、報告事項が予定されております。

本日の議事録署名人に、15番 小柳 信博 委員、35番 川内 智彦 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、先月の定例会議で審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局から報告してください。

## 事務局

先月の総会でご審議いただきました案件のうち4条1件、5条11件、転用許可後の事業計画変更及び5条申請1件については県知事の許可及び承認が出ています。

5条の〇〇の宅地分譲については、県の開発許可がまだ出ていませんので転用許可も出ておりません。開発許可が出次第、転用許可も出る予定です。

また、11月の総会でご審議いただきました、〇〇町の〇〇の転用案件につきましても、県から出されている補正がまだ整っておりませんので、まだ保留中です。

続きまして、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況報告」については、先月は12件報告が出ております。なお資料の上から2件目の案件に「未着手」と書いておりますが、こちらは許可後に区画の拡張を検討されておられますので、変更承認申請を検討中と記入しております。また、下から2番目の案件については、駐車場は整備をされていますが、運動場については現在、建物を建てるための工事現場の事務所として使われており、建物が建った後に整備をされる予定です。

以上ご報告申し上げます。

---

## 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

## 会 長

ありがとうございました。ではさっそく、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されております。このうち1番の案件については、〇〇番 〇〇 委員が譲受人です。農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、〇〇委員につきましても、議案第1号1番の議事開始から終了まで退席をお願いします。

1番を討論採決後、残りの2番から5番についての審議を行います。

(〇〇番委員退席)

## 会 長

それでは1番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

議案第1号についてご説明申し上げます。

申請番号1番、所有権移転。農地は〇〇町の田1筆、303㎡。申請事由として「わのうの一部であり、隣接耕作地の所有者に譲渡したい。」という案

件です。農地の価格は303㎡で12万円です。  
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** 議案第1号第1番の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** それでは、意見も無いようですので、議案第1号第1番の質疑をとどめます。議案 第1号 第1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(異議なし)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案 第1号 第1番、農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

---

**《議案第1号 農地法第3条 許可申請（つづき）》**

---

**会 長** それでは、第1番の審議が終わりましたので、〇〇委員さんを入室、着席させてください。

(〇〇番委員着席)

**会 長** それでは、議事を続けます。議案第1号、2番から5番まで、4件の農地法第3条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** 申請番号第2番。所有権移転。農地は〇〇町の田1筆、1,508㎡。申請事由は「現在の耕作者に譲渡したい。」と「譲受人の経営規模拡大のため。」です。農地の価格は発生しておりません。

申請番号第3番。所有権移転。農地は〇〇町の田1筆、137㎡。「譲受人の自宅に隣接していて、現在耕作者でもあるので譲渡したい。」というものです。農地の価格は10アール当たり〇〇万円です。

申請番号第4番。所有権移転。農地は〇〇町の田1筆、237㎡。「進入口がなく、隣接耕作者に譲渡したい。」というものです。農地の価格は10アール当たり〇〇万円です。

申請番号第5番。所有権移転。農地は東川登町の田1筆、55㎡。「わのう」の一部であり、隣接農地の所有者に譲渡したい。」というものです。農地の価格は発生しておりません。

2番から5番まで、判断基準を全て満たしていると判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** はい、事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

**会 長** それでは説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第1号、2番から5番までの、農地法第3条の規定による4件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

**会 長** 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号、2番から4番までの、農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

---

### 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

**会 長** 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆、82㎡。申請事由は「〇〇は駐車場が不足しているため、整備して駐車場として貸したい」というものです。同時利用地として宅地336㎡を含む418㎡で貸駐車場を計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 申請地は宅地に挟まれた狭い農地です。数十年間何も作っていないくて、地域の人たちが草刈をしているという状況でした。今回、〇〇さんと、次の5条申請で出されている〇〇さんという方と2人で、ここを駐車場として利用したいということで、申請されております。よろしく申し上げます。

会 長 地元委員さんの補足説明が終わりましたので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

### ————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出をされています。この8件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、5,699㎡。申請事由は、「現在の店舗は営業開始から50年が経過し、施設の老朽化に伴い立替を検討した。市街中心部で、位置・面積とも最も希望に合致する当該地を選定した。〇〇を併設し、総合的に建設したい。」というものです。

同時利用地として道路・水路を含んだ5,951㎡で計画をされています。農振除外の許可は出ております。工事完了は平成34年の3月を予定されています。

農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域として、公益的施設

が連担している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であること。」から第2種農地と判断しております。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。農地は〇〇町の畑4筆、計6,446㎡。申請事由は「植林をして成木になったら、シイタケ原木と家具材として売却したい。譲受人所有の山林と隣接しているので管理しやすい。」というものです。同時利用地として雑種地1,507㎡と合わせて7,953㎡にクヌギ・紅葉・桜を600本ずつ植林の計画をされています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。農地は〇〇町の田2筆、計553㎡。申請事由は「申請地の周辺は宅地化されており、住環境が整っている。生活安定のためアパートを建設したい。」というものです。

都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。農地は〇〇町の田2筆、計637㎡。申請事由は「現在、〇〇には新車置場がない。販売の都度、〇〇市から納車しており不便なため、新車置場として整備し利用したい。」というものです。同時利用地として里道・水路を合わせて744.42㎡で計画されています。

都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。農地は〇〇町の畑1筆、400㎡。申請事由は「現在借家住まいであるが、子どもの成長に伴い手狭になってきた。子育てを考え、妻の実家に近い申請地を譲り受け、一般住宅を建設したい。」というものです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。農地は〇〇町の畑1筆、343㎡。申請事由は「現在アパート住まいだが、子どもの成長に伴い手狭になってきたので、住環境に適した申請地を譲り受け、一般住宅を建築したい。」というものです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。



申請番号7番。賃貸借権設定。農地は〇〇町の田1筆、1,503㎡と、〇〇町の田1筆、773㎡。申請事由は「現在休耕地で、所有者が耕作する見込みがなく、今後の維持管理が難しい。土地の有効利用を考え太陽光発電施設を設置したい。」というものです。農振除外の許可は出ています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。こちらは先ほどの4条の農地の隣です。〇〇町の田1筆、72㎡。申請事由は「現在の駐車スペースは住宅進入路を利用して大変手狭であるため、隣地を駐車場として整備して使いたい。」というものです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

**会 長** 事務局から説明がありました。1番及び2番の案件につきましては、12月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成29年12月27日午後1時30分から調査委員会をA班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

まず申請番号1番の、申請人 〇〇 氏の「自動車販売及び修理施設」について、〇〇氏 及び 〇〇氏から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に「道路及び水路は払下げにより分断されているのではないか。」という質疑があり、これに対し「既に付替えが済んでいる。」という回答がありました。

2点目に「埋設パイプラインはどこに入っているのか。」という質疑があり、これに対し「南側の道路に沿って入っているが、今後は利用しないので撤去する予定である。」と回答がありました。

3点目に「工事完了は平成34年ということだが、工程について説明してほしい。」という質疑があり、これに対し、工事工程について説明があり、「土を入れた後に沈下するため、地盤が落ち着くのに半年ほど必要である。工事を東側から進めるので、一番西側のスズキアリーナはまずは舗装のみで駐車

場として使用する。」と回答がありました。

4点目に「表土はどうする予定か。」という質疑があり、これに対し「必要な方がいればお譲りしたいが、今のところその予定もない。土は、国道側から運ぶ予定である。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、議案第3号 申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

次に申請番号2番の、申請人 ○○ 氏 の「植林」について、○○氏 から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、1点目に「モミジやクヌギが成木になるまでには何年くらいかかるのか。」という質疑があり、これに対し「50年から100年程度はかかるだろう。後はどなたか後継者に引き継ぐことになるだろう。」という回答がありました。

2点目に「申請地への道はあるのか。」という質疑があり、これに対し「2トン車も入る広い道路がある。」と回答がありました。

3点目に「植林後の管理はどうされるのか。」という質疑があり、これに対し「5年間は補助を受けて森林組合に下払いをお願いする予定である。」と回答がありました。

4点目に「イノシシ対策はどうされるのか。」という質疑があり、これに対し「イノシシ対策については考えていく必要があるが、荒らされた場合は補植を考えている。」と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

**会 長** 1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から8番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

**会 長** 私のところの6番の案件で、○○さんは○○さんの娘婿になります。当初は自分のところの別の場所の田の転用を考えておられたそうですが、道路が狭くて住宅建設の許可が出ないという事で、今回の申請地になったという事でした。

7番の案件は、○○さんの申請で、この一帯が逐次、太陽光の申請をされています。私たちが農地・水で大変苦勞をしておりましたが、今回このように申請がありましたので、ホッとしております。

**○○番委員** 8番の件でお尋ねします。4条の案件と5条の8番の案件は、場所も両隣で同じように駐車場への転用ですが、なぜ申請の仕方が異なるのでしょうか。

事務局 4条申請の案件は、所有権を移させず転用して貸されるということでしたので、4条申請で受付をしております。5条の8番のほうは所有権まで移されるということでしたので、5条申請で受付をしております。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 4番の案件です。計画地に里道が入っています。里道は自由に通れるようになるのでしょうか。

事務局 4番の案件には道路と水路が含まれておりますが、払下げを受けられて同時利用地として利用をされる計画です。

〇〇番委員 里道は地域の人にとって大事な道だと思います。払下げというのはおかしいのではないのでしょうか。里道を残すことはできないのでしょうか。再び道を作るのは難しいと思います。

〇〇番委員 区長さんの許可が出ていればいいと思います。

事務局 区長さんからの承諾を受けてから払下げをされておられます。  
それと、申請地の上の〇〇番地と〇〇番地も申請予定地に入れるところだったそうですが、その中にある里道の払い下げに時間がかかっていますので、ひとまず今回の分で1回申請を出しておられます。ですからその後は里道を通られる方がおられないという事になります。その先の宅地のほうには行けないということになります。

〇〇番委員 里道がつながっているのです、おそらく払下げはできないのではないのでしょうか。もし使うとすれば占用とかそういう方法になると思われれます。

会 長 里道は武雄市が管理をしているので、武雄市の承諾がないといけないのではありませんか。

〇〇番委員 里道の管理は市から区に委託をしてあります。区長が払下げで良いと言えれば、払下げができます。

会 長 申請書に添付されているものには、地元の区長と生産組合長の承諾印が打たれた市役所の用途廃止申請が付いています。「道も水路も使用されていないため購入をし、駐車場として利用したい」という理由書が付いています。

会 長 地元委員さん何か聞いていますか。

〇〇番委員 私の説明を受けた時には里道の話は特にありませんでした。

会 長 事務局は建設課に再度確認をして下さい。

事務局 (確認後) 建設課に再度確認をしたところ、現地は、水路も素掘りしてあり、里道も細いあぜ道であり、もう機能をしていない状態で、使われていないということで、用途廃止申請が出ているという事でした。

なお、水路、道路の廃止については、区長、生産組合長、双方同意の上提出していただいているということでした。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 では、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

#### ————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに平成29年度第10号利用権設定計画(案)を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。再設定、	1件、	1筆、	3,056㎡。
橘町。	田。再設定、	2件、	4筆、	10,441㎡。
朝日町。	田。新規、	1件、	1筆、	1,449㎡。
	再設定、	2件、	7筆、	6,473㎡。
若木町。	田。新規、	3件、	8筆、	9,404㎡。
	再設定、	2件、	5筆、	6,163㎡。
武内町。	田。新規、	3件、	5筆、	6,893㎡。

	再設定、	2件、	3筆、	5,289㎡。
東川登町。田。新規、	2件、	2筆、	1,014㎡。	
	再設定、	5件、	5筆、	5,067㎡。
東川登町。畑。新規、	1件、	2筆、	685㎡。	
	再設定、	1件、	1筆、	488㎡。
西川登町。(なし)				
山内町。田。新規、	2件、	4筆、	2,891㎡。	
	再設定、	2件、	7筆、	4,644㎡。
北方町。田。再設定、	3件、	6筆、	11,724㎡。	

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については16ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 平成29年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

#### 《第5号議案 農業振興地域内 農用地からの除外》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の中島と申します。議案第5号の説明をいたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第2条の2第2項の規定により、農業委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

今回の案件は、農用地からの除外が7件、13筆です。では3ページをご覧ください。

1番、〇〇町の田1筆、998㎡。集合住宅経営のために除外をしたいというものです。

2番、〇〇町の畑3筆、400㎡。高齢による農地としての維持管理困難により、太陽光発電設備と自宅駐車場として整備をしたいというものです。

3番、〇〇町の田1筆の一部、1,266㎡。〇〇区の現在の世帯数123戸に対し公民館の駐車スペースが3、4台分しかなく、また区内にゲートボール場がないということで、公民館の駐車場及びゲートボール場として整備したいというものです。

4番、〇〇町の畑1筆、92㎡。申請地近くに飲食店を営んでいる者の駐車場が不足しているため、駐車場として整備したいというものです。

5番、〇〇町の田1筆、386㎡。実家近くに一般住宅を建てたいという案件です。

6番、〇〇町の宅地4筆、計3,512.01㎡。前所有者が昭和51年頃に鶏舎を建築し農業用施設用地として利用されてきたが、平成18年頃に廃業し、他の者に貸し出した。その後その方も事業を止められたので前所有者に返還し、3年前に現所有者に売却され、分譲住宅用地と太陽光発電施設として整備されたという案件です。始末書を添え申請されています。過去の経過も含め県と調整の結果、今回、現所有者から除外申請をされています。

7番、〇〇町の畑1筆、689㎡。平成25年に相続を受けたが既に植林されていたので、始末書を添え申請されています。

以上、説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

〇〇番委員 ここは商業施設ができるという話を以前聞いていましたが、住宅でもよいのでしょうか。

農林課 用途指定がありませんので、住宅ではだめとは言えないところがあります。住宅でも止む無しと認識をしています。

会 長 ほかに無いようですので質疑をとどめます。議案第5号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、原案通り承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は承認されました。

---

**《議案第6号 非農地証明》**

---

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明について、2件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、7.53㎡。「昭和59年6月に隣地に住宅を建設した際に一体化され、住宅の敷地として利用している」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、60㎡。「昭和57年頃に隣地の住宅建築がなされ、敷地の一部となってしまった。」というものです。

こちらも非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第6号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明する

ことに決しました。

————— **《議案第7号 武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の  
選任に関する規程》の制定について》** —————

**会 長** 次に議案第7号を議題といたします。「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」の制定について、事務局の説明をお願いします。

**事務局長** 事務局では、今年7月の委員改選に向け手続きを進めております。昨年12月の市議会に諮り、農業委員の定数が19名、農地利用最適化推進委員の定数が26名と定められました。今後、双方の委員を選んでいくためのルールを作り、そのルールに則って改選の手続きを進めていかないとはいけません。農業委員は市長が任命し、推進委員は農業委員会会長が委嘱をします。従って推進委員を選ぶルールは、農業委員会で決める必要がありますので、今回、この規定を提案しております。この案は、県内で先に改選がなされた農業委員会の規程を参考にして事務局が作ったものです。

概要についてご説明いたしますと、第2条で、26名の推進委員について担当区域とその範囲、それぞれの定数を定めております。これは昨年、各町の代表者に集まっていたいただき協議された意見をもとに作成しております。各町最低2名を基本とし、あとは各町の農地面積に応じて推進委員を置くという考え方でございます。

第3条で、推進委員の推薦・募集の方法について3通りを具体的に定めております。「(1)一般推薦」は農業者など3名以上の個人からの推薦、「(2)団体推薦」は農業者の団体その他団体からの推薦、「(3)一般募集」は個人からの応募となります。

4ページ目以降は推薦書、応募書の様式を定めています。

この規程に基づき、2月中旬から1カ月間、推薦書、応募書の受付を行いたいと考えております。

なお、農業委員を選ぶための規定については、市のほうで同じような規定を設けるよう準備をしているところです。

以上、提案いたします。ご審議よろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりましたので、議案第7号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長**

**会 長** 意見も無いようですので、質疑をとどめます。



議案第7号、「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」の制定について、原案どおり制定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号「武雄市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」は原案どおり制定することに決しました。

---

**《報告第1号 農地等形状変更届出について》**

---

会 長 次に報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。番号1番。土地は〇〇町の田1筆、403㎡です。変更内容は「隣接する農地が畑へ形状変更したため、申請地が田として利用できなくなったため、田をかさ上げして畑に転換したい。」というものです。かさ上げの高さは0.4mです。変更後は野菜を作ると伺っています。  
以上報告いたします。

会 長 それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

**《閉会》**

---

会 長 それでは、以上をもちまして、平成30年1月の農業委員会総会を終わります。